

利用者の皆様

公益財団法人鳥取県建設技術センター代表理事
(公 印 省 略)

新規建設発生土受入事業所の開所について（通知）

平素、当センターの事業運営につきましては、格別のご高配をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、建設発生土の新規受入地として、下記のとおり第2三谷事業所を開所しますので、当事業所をご利用いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、5月中の当事業所への建設発生土の搬入にあたっては、現在稼働中の第2三代寺事業所の受入終了が迫っているため、当センターにおいて、二事業所間で搬入土の調整を行いますので、ご了承ください。

記

- | | |
|----------|---------------------------------|
| 1 事業所名 | (公財)鳥取県建設技術センター 第2三谷事業所 |
| 2 事業所位置 | 鳥取市河原町三谷(別添図面のとおり) |
| 3 事業所開所日 | 平成25年5月7日(火) |
| | 受入日:土・日曜日及び祝日を除く平日 |
| | 受入時間:8:30~17:00(12:00~13:00は除く) |
| 4 処分料 | 1,260円/m ³ (税込) |
| 5 受入容量 | 約85万m ³ (地山土量) |
| 6 搬入路 | 別添図のとおり |
| 7 その他 | |

1) 発注機関担当者の方へ

- ・建設発生土処理通知登録の受付を4月24日(水)から開始します。
- ・当センターホームページの建設発生土処理システムから工事の通知登録を行ってください。
なお、第2三代寺事業所に指定している工事を、第2三谷事業所へ変更される場合は、既存の工事受付番号を使用して、事業所(搬出先)の変更手続きを行ってください。
- ・通知登録により取得された「工事受付番号」は、工事請負者の方が行う建設発生土の搬入申込手続きに必要ですので、工事請負者担当者の方へ伝達してください。

2) 工事請負業者担当者の方へ

- ・前払い申込み手続き及び搬入予約受付を、4月24日(水)から開始します。
※搬入予約受付は、☎0858-26-6089(建設支援課まで)へ連絡してください。
- ・搬入予約受付は、処分料の入金確認後から受付します。

3) 建設発生土処理システムを利用される方へ

- ・新しい建設発生土処理システム(以下「新システム」)を、5月8日(火)から運用開始します。(～5/2(木)までは旧システムで運用。5/3～5/7の間はシステム調整のため、利用を休止させていただきます。)
- ・新システムでは、搬入予約をシステム上で行うことができますが、当面の間は上記の電話番号で搬入予約の受付を行います。(システム搬入予約の開始は、センターホームページにてお知らせします。)

4) 搬入車両の通行について

- ・搬入車両の前面ガラス付近に、運転の妨げとならないよう請負者名などを掲示してください。(センターホームページにて様式を取得してください。)
- ・別添搬入経路図に示したとおり、往路・復路ともに同一経路を通行してください。
- ・別添搬入経路図に示した区間においては、必ず徐行運転(30km/h)してください。
- ・8時15分より前に、市道釜口三谷船岡線(国道53号沿い釜口集落付近)を通行しないでください。
- ・8時30分前から事業所前に待機しないでください。
- ・騒音や振動など、他人に迷惑を及ぼす様な運転をしないでください。

5) 建設発生土の受入条件について

- ・軟弱土(コーン指数300kN/m²未満)の受入はできません。
- ・セメント改良土の受入はできません。
(なお、石灰改良土の搬入及び計画にあたっては、事前に監督員の方から当センターへご連絡ください。)
- ・泥土(建設汚泥を含む)、アスファルト/コンクリート破片、木くず、金属、プラスチック、紙くず等、産業廃棄物が混入する土砂は受入できません。
- ・汚染された土地を掘削した土砂、またはその疑いのある土地を掘削した土砂は受入できません。
- ・受入れ条件に反する場合は、建設発生土搬入者の費用で持ち帰っていただきます。

(問い合わせ先)

〒682-0018

鳥取県倉吉市福庭町2丁目23番地

(公財)鳥取県建設技術センター 建設支援課

TEL:0858-26-6089 FAX:0858-26-6004

第2三谷事業所への搬入経路

徐行運転区間(30km/h)

ダンプ通行経路
ダンプ通行経路は、
往路・復路ともに
同一経路を通行。

第2三谷事業所

<建設発生土の受入時間
>
8時30分から17時まで
(12時から13時を除く)



この背景地図等データは、国土地理院の電子国土Webシステムから配信されたものである。